

■工事請負契約書(案)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
374	全般					この契約書(案)において、「発注者」とは「組合」、「受注者」とは「事業者」を示すという理解でよろしいでしょうか。	受注者は事業者ではありません。基本契約をご確認ください。
375	8	第14条	1		支給材料及び貸与品	支給材料及び貸与品について、要求水準書等及び事業者提案並びに設計図書に定めるところによるとありますが、要求水準書上規定されている箇所をお示しください。	要求水準書上、規定はありません。要求水準書等の定義をご確認ください。
376	13	第24条	1		天災その他の不可抗力による損害	人為的な事象について、要求水準書等で基準を定めたものとありますが、要求水準書上規定されている箇所をお示しください。	要求水準書上、規定はありません。要求水準書等の定義をご確認ください。
377	15	第25条	1		請負代金額の変更に代える設計業務の履行又は工事内容の変更	発注者により請負代金額の増額の全部または一部に代えて設計業務の内容を変更する場合、設計変更および必要な申請等の費用等については、発注者負担という理解でよろしいでしょうか。	発注者負担でない場合も想定されます。なお、本条の規定は、請負代金を超える負担を受注者に求めることを意図していません。
378	17	第32条	1		部分払	部分払の請求回数は工期中頭書の回数以内のことですが、頭書に具体的な回数が明記されていません。部分払の工期中の可能回数をご教示下さい。	9回になります。
379	18	第36条	1		性能保証・かし担保	本条において、「甲」は「組合」、「乙」は「事業者」を示すという理解でよろしいでしょうか。	甲は「組合」、乙は「受注者」となります。工事請負契約書に反映します。
380	18	第36条	1		性能保証・かし担保	「かし」の重要であるかないかの判断基準についてお示しください。また、過分の費用とはどの程度の費用を指すのでしょうか。	判断基準について、本件特有の判断基準はありません。また、過分の費用についても本件特有の意味はありません。
381	20	第38条	4		発注者の解除権	前払金額に余剰があるときの余剰額に対する利息について、「第29条第6項の率の割合」と記載されていますが、「第29条第7項の率の割合」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。工事請負契約書に反映します。
382	21	第39条				条文名の記載がありません。ご提示ください。	本条に見出しはありません。
383	22	第42条	2		火災保険等	火災保険の保険会社について組合との協議事項となるのでしょうか。	本項の定めるとおり、協議となります。